

報告第10号

令和4年度北本市財政の健全化判断比率の報告について

令和4年度北本市財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月25日

北本市長 三 宮 幸 雄

令和4年度北本市財政の健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.91)	— (17.91)	7.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」として記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準